審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	障がい福祉課	検索番号	8-1
法令名	知的障害者福祉法 (愛媛県療育手帳交付要綱)	根拠条項	第11条第2項ハ (要綱第5)		
許認可等	療育手帳の交付				

# (根拠規定)

○知的障害者福祉法(昭和35年3月31日号外法律第37号) (連絡調整等の実施者)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの を行うこと。
  - ハ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- ○愛媛県療育手帳交付要綱

第5

- 2 障がい程度の判定
  - (1)所長は、1の申請があったときは、対象者について、別に定めるところにより障がいの程度の判定を行い、その結果(以下「判定結果」という。)を療育手帳判定結果等通知書(様式第4号)により市福祉事務所長等を経由して申請者に通知する。
  - (2) 当該対象者について、既に福祉総合支援センター等又はそれ以外の機関において判定が行われているときは、当該既判定の結果に基づき判定することができる。
  - (3) 所長は、障がいの程度の判定を行った場合は、別に定めるところにより相当の期間をおいて障がいの程度を確認するものとし、その確認の時期(以下「次の判定年月」という。)を指定するものとする。
- 3 交付の決定及び交付

所長は、判定結果に基づき、手帳の交付を決定した場合には、必要事項を記入した手帳を 市福祉事務所長等を経由して、申請者に交付するものとする。

ただし、知的障がいに該当しないと認めたときは、療育手帳交付申請非該当決定通知書(様式第5号)により市福祉事務所長等を経由して申請者に通知するものとする。

#### (許認可等の基準)

- ○療育手帳判定実施要領(平成29年3月15日付け障がい福祉課長通知)
  - 3 障がいの程度の判定に関する基準
  - (1) 障がいの程度の区分

障がいの程度は、A最重度、A重度、A中度、B中度、B軽度の5段階に区分する。

(2) 障がいの程度の判定

障がいの程度の判定は、知的能力及び社会生活能力の評価結果により知的障がいの程度(基礎評定)を評定した上で、介護度の評価や身体障害者手帳の有無を勘案して総合判定を行い、判断が難しいものについては、判定会議で検討し決定する。

### ①知的能力の評価

- ア 標準化された個別式知能検査もしくは個別式発達検査を用いて、知能指数(発達指数)を算出する。個別式検査が実施できない場合には、聞き取り評価、行動観察等により、推定知能指数(推定発達指数)を算出する。
- イ 算出された知能指数(発達指数)により、知的能力を最重度、重度、中度、軽度の 4段階に区分する。

最重度 IQ(DQ)20以下

重度 IQ (DQ) 21~35

中度 IQ(DQ)36~50

軽度 IQ(DQ)51~75

## ②社会生活能力の評価

社会生活能力は、下の5項目について総合的に評価を行い、最重度、重度、中度、軽度の4段階に区分する。

身辺処理(食事、排泄、衣服、入浴など、身だしなみ)

移動(歩行、走行、交通移動)

意思交換 (了解、表現、対人関係)

生活文化(文字、時間・時事、数・金銭、健康管理)

家事・学習・職業(手先・体力・持続力・身のこなし、家事など、

学習、就労)

### ③介護度の評価

行動監護、保健看護における困難性を1級~4級の4段階に区分して評価する。

- 1級 常時全ての面で、介護が必要
- 2級 常時多くの面で、介護が必要
- 3級 時によって、あるいは一部介護が必要

4級 点検、注意又は配慮が必要

## (3) その他

専門医による自閉スペクトラム症(広汎性発達障害)の診断のある発達障がい児及び発達障がい者については、知能指数の標準偏差範囲が-0.5 SD未満~-1.5 SD以上の範囲(IQ又はDQ76~91)で、福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター又は南予子ども・女性支援センターの長(以下「所長」という。)が必要と認めた場合には、軽度の障がいとして判定を行う。

## (その他)

療育手帳制度は各都道府県において実施する事務であるが、知的障害者福祉法で予定している 知的障害者を認定する制度であり、行政処分に該当する。